

# 乗客営業規則

下田ロープウェイ株式会社

昭和36年11月1日 制定

2019年9月30日 最終改定

## 目 次

### 第1章 総 則

- 第1条 この規則の目的
- 第2条 この規則の適用範囲
- 第3条 運賃・料金前払の原則
- 第4条 契約成立時期
- 第5条 乗客及び手回り品運送等の制限又は停止
- 第6条 通用期間の計算方

### 第2章 乗 客 営 業

- 第7条 乗車券の購求及び所持
- 第8条 乗車券の種類
- 第9条 乗車券の発売時間及び発売箇所
- 第10条 普通乗車券の発売
- 第11条 特殊割引乗車券の発売
- 第12条 団体乗車券の発売
- 第13条 団体乗客運送の申込
- 第14条 乗客の区分及びその乗客運送
- 第15条 普通乗客運賃
- 第16条 特殊割引運賃
- 第17条 団体乗客運賃
- 第18条 団体乗客運賃の計算方
- 第19条 乗車券使用の条件
- 第20条 乗車券が無効となる場合
- 第21条 乗車券の改札
- 第22条 無札乗客に対する乗客運賃、及び増運賃の收受
- 第23条 団体乗客の人員が増加した場合の取扱方
- 第24条 不正団体乗客の運賃及び増運賃の收受
- 第25条 乗客運賃の払いもどし
- 第26条 運転上の都合による場合の乗客運賃の払いもどし

### 第3章 手回り品

第27条 持込禁制品

### 第4章 携帯品一時預り

- 第28条 一時預りの取扱
- 第29条 種類及び性質の申出
- 第30条 一時預り料
- 第31条 一時預り整理表
- 第32条 一時預り期間
- 第33条 一時預り品の引渡し

附 則

## 第1章 総 則

(この規則の目的)

第1条 この規則は索道による乗客の運送、並びにこれに附帯する携帯品の一時預り等の事業について合理的な取扱方を定め、利用者に便利であるとともに安全、正確であって事業が能率的におこなわれることを目的とする。

(この規則の適用範囲)

第2条 索道による乗客の運送及びこれに附帯する携帯品一時預り等については別に定める場合を除いて、この規則による。

(運賃料金前払の原則)

第3条 乗客運送の契約の申込みを行おうとする場合乗客は現金をもって、所定の運賃・料金を前払いするものとする。

(契約の成立時期)

第4条 乗客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、乗客が所定の運賃料金を支払い、乗車券等その契約に関する証票の交付を受けたときに成立する。

(乗客運送等の制限又は停止)

第5条 乗客の運送等の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、次の各号に掲げる制限又は停止をすることがある。

- (1) 乗車券の発売枚数・発売時間・発売方法の制限又は、発売の停止
- (2) 乗車方法・入場方法等の制限
- (3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目又は持込みの搬器等の制限
- (4) 一時預り品の長さ・容積・重量・個数・品目・取扱時間の制限又は受託若しくは取扱の停止

(期間の計算方)

第6条 乗車券の通用期間は発行の当日限りとする。期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

## 第2章 乗 客 営 業

(乗車券の購求及び所持)

第7条 乗客は別に定める場合を除いて、その乗車に有効な正当乗車券を購求し、これを所持しなければ乗車することができない。

(乗車券の種類)

第8条 乗車券の種類は次の通りとする。

- (1) 大人片道乗車券
- (2) 大人往復乗車券
- (3) 小人片道乗車券
- (4) 小人往復乗車券
- (5) 団体乗車券

(乗車券の発売時間及び発売箇所)

第9条 乗車券は、運転時間中駅及び別に定める乗車券の販売を委託した営業所等において発売する。

(普通乗車券の発売)

第10条 普通乗車券は、次の各号によって発売する。

- (1) 片道乗車券  
乗客が索道区間を片道1回乗車する場合に発売する
- (2) 往復乗車券  
乗客が往路又は復路とも片道乗車券を発売する区間を往復1回乗車する場合に発売する。

(特殊割引乗車券の発売)

第11条 特殊割引運賃を適用する旅客の範囲は次の通りとする。

- (1) 身体障害者  
身体障害者とは、身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律283号）第15条第4項又は沖縄地域に施行されている身体障害者福祉法（1953年立法第81号、以下「沖縄福祉法」という）第15条4項により身体障害者手帳の交付を受けているものをいう。
- (2) 知的障害者  
知的障害者とは、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けているものをいう。
- (3) 精神障害者  
精神障害者とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものをいう。
- (4) 介護者  
イ. 身体障害者の介護者については、身体障害者が交付を受けた身体障害者手帳により以下の項目の1が確認できる場合は、身体障害者1人に対して1人の介護者をつけることができる。
  - (一) 第1種身体障害者であること

- (二) 12歳未満の第2種身体障害者であること
- (三) 身体障害者程度等級表による等級1級と記載があること
- (四) 介護の必要がある旨の記載があること

ロ. 知的障害者の介護者については、知的障害者が交付を受けた療育手帳により以下の項目の1が確認できる場合は、知的障害者1人に対して1人の介護者をつけることができる。

- (一) 第1種知的障害者であること  
「第1種」「第2種」区分の記載がない場合は、「重度」「A」「2度」以上等の記載があること
- (二) 12歳未満の第2種知的障害者であること
- (三) 介護の必要がある旨の記載があること

ハ. 精神障害者の介護者については、精神障害者が交付を受けた精神障害者保健福祉手帳により、第1級精神障害者であることが確認できる場合は、精神障害者1人に対して1人の介護者をつけることができる。

前各号の介護者は索道係員が介護能力があると認められるものであって、その購入する乗車券の種類及び有効期間が身体障害者、知的障害者又は精神障害者と同一で、身体障害者、知的障害者又は精神障害者の乗車券と同時に購入する者でなければならない。

#### (団体乗車券の発売)

第12条 乗客が責任ある代表者によって引率され15人以上一団となって乗車する場合で、会社はその乗車の引受けをしたものに対しては、次の種別によって乗客運賃を割引して団体乗車券を発売する。

注 団体乗車券の作製方はその様式により必要事項を記入し種別欄は必要事項を○でかこむ、尚団体分乗券を発行した場合は記事欄に団体分乗券の枚数を記入する。

##### (1) 学生団体

指定学校の学生、生徒、児童又は、幼児、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所の児童、15人以上のものとその付添人、当該学校、保育所の教職員(嘱託の医師及び看護婦を含む。以下同じ)又はこれと同行する旅行斡旋人によって構成された団体で、その学校、保育所の教職員が引率するもの。但し付添人は大人とし、当該団体を構成する乗客が、次の各号の1に該当する場合に限るものとする。その人員は、その乗客1人につき1人とする。

- イ. 幼稚園の幼児、保育所の児童又は小学校第1学年未満の児童
- ロ. 不具又は虚弱のため、会社において添乗を必要と認める乗客

(2) 普通団体

前号以外の乗客によって、構成された15人以上の団体で責任のある代表者の引率するもの。

(団体乗客運送の申込)

第13条 乗客が前条の規定によって、団体乗車をしようとするときは、あらかじめ人員・行程・乗車希望時間等、輸送計画に必要な事項を申出なければならない。

(乗客の区分、及びその乗客運送)

第14条 乗客運賃は、次に掲げる年齢別の区分によって、この規則に定めるところにより収受する。

大人 12歳以上のもの(中学生以上のもの)

小人 6歳以上12歳未満のもの(小学生)

幼児 1歳以上6歳未満のもの

乳児 1歳未満のもの

2 前項の規定による幼児であっても、次の各号の1に該当する場合は、これを小人とみなし、乗客運賃を収受する。

(1) 幼児が幼児だけで乗車するとき

(2) 幼児が乗車券を所持する6歳以上の乗客(団体乗客を除く)に1人を超えて随伴されて乗車するとき

(3) 幼児が団体乗客として旅行するとき、又は団体乗客に随伴されて乗車するとき

(普通乗客運賃)

第15条 普通乗客運賃は次の通りとする。

(円)

区分	運賃
大人片道	630
大人往復	1,050
小人片道	320
小人往復	520

(特殊割引運賃)

第16条 特殊割引運賃は、次の通りとする。

(円)

種類	区分	運賃	(割引)
身体障害者 知的障害者 精神障害者 及び介護者	大人片道	320	普通旅客 運賃の 5割引
	小人片道	160	
	大人往復	520	
	小人往復	260	

運賃の計算上生じた端数は切り上げし 10 円単位とする。

但し、消費税率の変更等による運賃の変更については、適正な範囲内で調整し、10 円単位とすることができる

(団体乗客運賃)

第 17 条 団体乗客運賃は、次の通りとする。

(1) 普通・学生団体

(円)

種類	区分	運賃	(割引)
普通団体 15人以上	大人片道	570	普通旅客 運賃の 1割引
	小人片道	280	
	大人往復	940	
	小人往復	470	
学生団体 15人以上	大人片道	500	普通旅客運 賃の 2割引
	小人片道	250	
	大人往復	840	
	小人往復	420	

(2) その他旅客運賃

(円)

種類	区分	運賃	(割引)
周遊旅客	大人片道	570	普通旅客 運賃の 1割引
	小人片道	280	
	大人往復	940	
	小人往復	470	
下田名所めぐり	大人片道	500	普通旅客運 賃の 2割引
	小人片道	250	
	大人往復	840	
	小人往復	420	

2 前項によるほか、当該団体乗客が 31 人以上 50 人までの場合 1 人、51 人以上 50 人増す毎に 1 人を無料とする。

3 運賃の計算上生じた端数は切り上げし 10 円単位とする。

但し、消費税率の変更等による運賃の変更については、適正な範囲内で調整し、10 円単位とすることができる。

4 団体旅客運賃を適用する場合は、他の運賃の割引をしない。



(団体乗客運賃の計算方)

第18条 団体乗客運賃は、1人当たり普通乗客運賃から割引額を差し引いた額（端数は10円単位に切上げる）に団体総人員を乗じた額とする。

2 大人と小児とが混合する場合の団体乗客運賃は、大人・小児別に前項の規定によって算出した額を合計した額とする。

3 1人当たりの団体旅客運賃は、消費税率の変動等により運賃が変更となる場合は、適正な範囲内で調整し、10円単位とすることができる。

(乗車券使用の条件)

第19条 乗車券は特に乗車人員を記載したものを除き、1券片を以って、1人が1回に限り、その券面表示事項に従って、使用する場合に限って有効とする。但し小人が大人用の乗車券をもって乗車する場合は、有効として取扱う。

(乗車券が無効となる場合)

第20条 乗車券は次の各号の1に該当する場合は無効として回収する。

- (1) 券面表示事項が不明となったものを使用したとき
- (2) 券面表示事項を塗り消し、又は改変したものを使用したとき
- (3) 大人が小児用の乗車券を使用したとき
- (4) その他、乗車券を不正乗車的手段として使用したとき

(乗車券の改札)

第21条 乗車を開始する際は、当該乗車券を係員に呈示して改札を受ける。乗車を終了したときは降車駅の係員が当該乗車券に入鋏をする。

(無札乗客に対する乗客運賃及び増運賃の収受)

第22条 乗客が次の各号の1に該当する場合は無札乗客として普通乗客運賃の外、同額の増運賃を収受する。

- (1) 係員の承認を受けず乗車券を所持しないで乗車したとき
- (2) 別に定める場合を除いて、乗車券に入鋏を受けないで乗車したとき。但し、乗客に悪意がなく、その証明のできる場合は、この限りではない
- (3) 乗車券改札の際にその呈示を拒み、又はその取集めの際に引渡しをしないとき
- (4) 第20条の規定によって、無効となる乗車券で乗車したとき

(団体乗客の人員が増加した場合の取扱方)

第23条 団体乗客が乗車券面に表示された人員を超過して乗車したときは、乗車券面人員を超過した人員について、普通乗客運賃を収受する。

但し、係員の承認を得て、係員と乗客が速やかに人員及び運賃の変更について書面を以って双方の確認が取れた場合に限り、超過した人員を加した団体乗客運賃を収受することができる。

(不正団体乗客の運賃及び増運賃の収受)

第24条 団体乗客がその種別を偽って、乗車したときは、団体総人員に普通乗客運賃を乗じた額と、団体乗客運賃との差額を収受する外、増運賃として普通乗客運賃を全人員に対して収受する。

(乗客運賃の払いもどし)

第25条 乗客が入鉄前に、通用期間内乗車券の運賃払いもどしを請求した場合には、その乗車券と引換に、運賃の払いもどしをする。

2 前項により払いもどしの請求をした乗車券が、往復乗車券であって、往片等、その一部を使用している場合は、既収の往復乗客運賃から既に使用した往片等の券片に対する普通乗客運賃を差し引いた残額とする。

(運転上の都合による場合の乗客運賃の払いもどし)

第26条 索道運転上の都合によって運行不能、又は休止等の事態が生じたため乗客が運賃の払いもどしを請求した場合にはその運賃の払いもどしをする。

### 第 3 章 手 回 り 品

(持ち込み禁制品)

第27条 次の各号の1に該当する物品は車内に持ち込んで서는ならない。

- (1) 火薬類（火薬類取締法の火薬類）
- (2) 100グラムを超える玩具用煙火
- (3) 揮発油、灯油、軽油、アルコール、二硫化炭素、その他の引火性液体（喫煙用ライター及び懐炉に使用しているものを除く）
- (4) 100グラムを超えるフィルム、その他のセルロイド類（ニトロセルローズを主材とした生地製品、半製品及びクズをいう）
- (5) 黄燐、カーバイト、金属ナトリウム、その他の発火性物質、及びマグネシウム粉、過酸化水素、過酸化ソーダ、その他の爆発性物質
- (6) 苛性ソーダ、硝酸、硫酸、塩酸、その他の腐蝕性物質
- (7) 高圧ガス（高圧ガス取締法昭和26年法律第204号の高圧ガスをいう）
- (8) クロルピクリン、メチルクロライド、液体青酸、クロロホルム、ホルマリン、その他の有毒ガス及び有毒ガスを発生するおそれのある物質
- (9) 500グラムを超えるマッチ
- (10) 電池（乾電池を除く）
- (11) 前各号に掲げるものの外、他の乗客に危害を及ぼすおそれのある物品
- (12) 死体
- (13) 動物（学術または愛玩用の小動物で容器に入れかつ著しく臭気や水気の洩れのないもの、又キャリーバック等に入れた小型犬等、盲導犬、介護犬を除く）

- (14) 不潔又は臭気その他、他の乗客に迷惑をかけるおそれのあるもの
- (15) 車両を破損するおそれがあるもの

## 第 4 章 携帯品一時預り

### (一時預りの取扱)

第 28 条 乗客の携帯品は駅において、一時預りの取扱いをする。但し、第 27 条に該当する物品については一時預りの取扱いをしない。

### (種類及び性質の申出)

第 29 条 乗客は携帯品預け入れの際に、その種類及び性質を申し出るものとする。

- 2 乗客の申し出に疑があるときは、乗客においてその内容を明らかにしたときに限って一時預りの取扱いをする。

### (一時預り料)

第 30 条 携帯品について、コインロッカーに入らない場合は 1 個につき、別に定める料金を事前に収受し、一時預りの取扱いをする。

### (一時預り整理票)

第 31 条 携帯品の一時預りを受け付けたときは、一時預り整理票を交付する。

### (一時預り期間)

第 32 条 預け主は預け入れの当日、営業時間内に一時預り品を引き取らねばならない。

- 2 前項に規定する期間内に一時預り品を引き取らない場合には会社が指定する場所において保管する。

### (一時預り品の引き渡し)

第 33 条 一時預り品は、一時預り整理票と引換に引渡しをする。

- 2 一時預り整理票の紛失その他の事由により、これを提出できない場合は、預け主から在中品明細書の提出を受け、会社において正当権利者と認めた時はその受領印によって引渡しをする。
- 3 前項の場合において、会社で正当権利者であると認めることが困難であるときは、資力信用が十分であると認められるものを保証人とする保証書と引換えに荷物の引き渡しをする。

## 附 則

本規則は、昭和36年11月1日より実施する。

昭和55年7月25日改定、昭和55年8月2日実施

昭和57年9月1日改定、昭和57年10月1日実施

昭和63年6月27日改定、昭和63年7月16日実施

平成元年2月23日改定、平成元年4月1日実施

平成4年7月17日改定、平成4年8月1日実施

平成7年7月13日改定、平成7年8月1日実施

平成20年12月16日改定、平成20年12月16日実施

平成26年4月22日改定、平成26年5月1日実施

2018年7月29日改定、2018年8月1日実施

2019年9月30日改定 2019年10月1日実施